	大分類	小分類	質問	回答
1	管理者判断基準	点検区分	定期点検は「圧縮機の電動機の出力が7.5kw以上の機器」について 実施しなければならないが建設機械の場合、この出力の考え方は どのようになるのか	「エンジン(電動機含む)からベルト等を用いて動力を得て、 エアコンディショナーの圧縮機を駆動させる機器について は、当該エンジンの定格出力ではなく、当該エンジンの定格 出力のうち、当該圧縮機が消費する出力により判断する。」 事としています。
2	管理者判断基準	点検方法	油圧ショベルの簡易点検について具体的にどのような内容になって いるのか	点検箇所と内容は下記の通りとなっています。 【運転席内】 ・運転席内温度ならびに作動状況の確認 ・製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候有無 【運転席外】 ・圧縮機、コンデンサ、レシーバタンク等機器ならびに配管等の損傷、腐食、錆び、油にじみ、フロン類の漏えいの有無 実際の点検内容、方法等については建機工のホームページに掲載してあります。
3	管理者判断基準	点検頻度	自社レンタル機の点検は、3ヶ月に1回は実施しなければならないのか?また、事務所内のエアコンの点検は?(自社機は全て 7.5Kw以下の解釈でよいか?)	建設機械や業務用エアコンは第一種特定製品に該当し全て3ヶ月に1回以上の頻度で簡易点検を実施しなければなりません。業務用エアコンか簡易点検の対象外となる家庭用エアコンの区別方法は室外機の銘板・シールを確認するか、機器メーカや販売店にお問い合わせ下さい。また、建設機械のエアコン圧縮機が消費する出力については、一部の超大型の機械で7.5KW以上のものがありますが、ほとんどのショベルは7.5KW以下です。疑わしい場合は製造メーカに確認をお願いします。
4	管理者判断基準	点検頻度	山間部等、点検が難しい現場においても3ヵ月ごとの点検が必要か。	原則的に3ヶ月に1回以上の点検が必要となります。使用者の方にもご協力をお願いし実施するようお願いします。
5	管理者判断基準	点検頻度	3ヵ月毎ではなく、オイルやエレメント交換を実施する稼動500Hr前後での点検と併せて実施でもよいか。	原則的に3ヶ月に1回以上の点検が必要となります。使用者 の方にもご協力をお願いし実施するようお願いします。
6	管理者判断基準	点検頻度	3ヵ月毎ではなく、特自検実施の際に併せて実施でもよいか。(最低でも半年以上)	原則的に3ヶ月に1回以上の点検が必要となります。使用者 の方にもご協力をお願いし実施するようお願いします。
7	管理者判断基準	点検頻度	3ヵ月毎の点検のズレはどのくらいの期間内であれば認められるのか。	原則的に3ヶ月に1回以上の点検が必要となります。期間内 での実施をお願いします。
8	管理者判断基準	点検頻度	点検が3ヵ月に1度と決められている理由は何か。	機器の異常の兆候を把握する目安として1シーズンに1回の 点検が適当であるという理由からこのような点検頻度として います。
9	管理者判断基準	点検頻度	お客様へ貸出中の場合でも点検が必要か。	原則的に3ヶ月に1回以上の点検が必要となります。
10	管理者判断基準	簡易点検	他社機のガス充てん量やコンプレッサ出力は確認方法ありますか?点検方法など各メーカ共通のものがあるとよいと思うのですが。	特定製品の製造業者等は冷媒充填量を表示する義務がありますので確認が可能です。コンプレッサの作動出力については表示義務はなく、確認はできません。各製造メーカへの確認をお願いします。点検方法については、建機エホームページにて公開しておりますので参照ください。

11	管理者判断基準	簡易点検	メーカーとしてお客様の機械を管理していく中で、お客様に点検して もらうのですが、点検表、点検時期の案内管理とかは必要ですか?	現状全てのお客様が本法を熟知している訳ではありません ので本法概要や点検整備記録簿の提供等周知に向けた取 組は必要と考えます。
12	管理者判断基準	簡易点検	を記載するのでしょうか	「簡易点検記録簿」は行った旨と実施年月日を記載する事となっています。尚、「点検整備記録簿」には定められた項目である、点検実施業者ならびに実施者名を記載することとなります。
13	管理者判断基準	簡易点検	法律施行後、簡易点検未実施分の具体的な対処法をご教授願い度	まずは速やかに簡易点検を行って下さい。
14	管理者判断基準	簡易点検	業務用エアコン 各点検項目 聴診及び外観からの目視のみで点 検している状況です。ある程度カバー脱着し目視確認したほうがよ いのでしょうか。	業務用エアコン(空調機器)ユーザーが実施する簡易点検は原則目視による点検としております。あくまでも管理者の技術的能力の範囲で行うものとしております。
15	管理者判断基準	簡易点検	3ヶ月に1回の点検だが3ヶ月目に点検出来ない場合、2ヶ月目に前倒し又は4か月目に遅らせての点検でもよいのか?	簡易点検頻度は3ヶ月に1回以上とされており、前倒しの点 検は可能ですが次回の点検は前述の通り3ヶ月以内に実施 する事が必要です。
16	管理者判断基準	点検整備記録簿		建設機械の場合、本体の型式を記載する事としており、製造 番号についても同様の考え方となります。
17	管理者判断基準	点検整備記録簿	点検整備記録簿に「冷媒番号」や「冷媒量」を記載する事となっているが、確認はどのようにしたら良いのか	特定製品の製造業者等は見やすい位置にフロンの種類と数量を表示する義務が課せられています。当該製品の運転席内等確認下さい。
18	管理者判断基準	点検整備記録簿	エアコンの修理した場合は、充填回収業者より、充填証明書、回収証明書、回収量、充填量を、必ずもらっておかなければならないのか?(7.5Kw以下ならいらない?)	充填・回収証明書の保管義務はありませんが、点検整備記録簿にこれら証明書を基に充填・回収量の記載が義務付けられている事から、保管する事を推奨します。また、算定漏えい量が1,000CO2ーt以上となった場合は翌年度の7月末までに事業所轄大臣に報告が必要となります。
19	管理者判断基準	点検整備記録簿		点検・修理履歴を記載する点検整備記録簿は機械毎に記録し、当該製品を廃棄するまで保存することとなっています。保存方法については紙形式、電子形式のいづれかで良いこととなっています。
20	管理者判断基準	点検整備記録簿		点検整備記録簿を新車販売時に引き渡すことは義務になっておりませんが建設機械特有の点検方法や記録簿の記載方法がありますので建機エホームページに掲載されている建設機械用 点検整備記録簿を参考にして下さい。
21	管理者判断基準	点検整備記録簿	中古の建設機械を購入した際、簡易定期点検簿や点検整備記録簿 が作成されていなかった場合は中古車購入日からの点検簿を作成 すれば、良いのですか?	やむを得ない理由により前の管理者から当該製品に係わる 点検整備記録簿又はその写しを徴収する事ができない場合 には、新たに管理者となった時点以降の点検記録を記した 点検整備記録簿を作成して下さい。
22	管理者判断基準	点検整備記録簿	点検簿の保管期間はいつまでですか?また、推奨する保管方法が あれば教えてください。	点検・修理履歴を記載する点検整備記録簿は機械毎に記録し、当該製品を廃棄するまで保存することとなっています。推 奨する保存方法は定められておりませんが、保存方法については紙形式、電子形式のいづれかで良いこととなっています。

23	管理者判断基準	点検記録簿保管	点検シートの原本の保管場所はどこにすればよいか。	点検整備記録簿の保管場所についての指定は特にありませんが、機械よりも事業所内に保管されたほうが良いかと思われます。
24	管理者判断基準	点検記録簿保管	点検シートを機械に搭載することが必要な場合、原本のコピーでよいか。	本紙は確実に保管しなければなりませんのでコピーを搭載下さい。
25	管理者判断基準	点検整備記録簿	修理対応を外注に依頼した場合、修理依頼先は実際に作業を行った外注業者を記載でよいのでしょうか	あくまでも第一種特定製品の管理者(ユーザ)が整備を依頼した業者名を記載する事となります。例として、管理者(ユーザ)が建設機械メーカ系の販売店に整備依頼を行い、その販売店が外注業者に整備を実施させた場合、管理者(ユーザ)が記載する整備業者名は建設機械メーカ系の販売店名となります。
26	管理者判断基準	点検整備記録簿	お客様より簡易点検依頼を頂いた際、簡易点検表控えの保管義務 は発生しますか また、もし保管する場合、同表のコピーで良いですか	点検整備記録簿の保管は管理者の義務でありますので第一種特定製品整備業者としての当該写しを保管する義務はありません。
27	管理者判断基準	点検整備記録簿	圧縮機作動出力7.5KW未満時、具体的な数値は必要ですか	今般、建機工が公開した建設機械用点検整備記録簿では具体的な数値を必須としていません。
28	管理者判断基準	点検記録簿保管	管理していた点検データを紛失した場合はどうすればよいか。	紛失とならないよう、紙形式、電子データ形式双方での保管 等防止策を講じて下さい。
29	管理者判断基準	整備	中古の建設機械を購入した際、エアコン冷媒が完全に抜けている 状態でエアコンを使用しない場合、新たな所有者は修理を行う必要 はないですか?	法令上では必要ありません。但し、新たに冷媒を充填する場合は修理が必須となります。
30	管理者判断基準	使用していない機器の取扱	工場出荷されている新車の在庫機も管理対象ですか?	機器使用開始前であれば簡易点検や記録の作成は不要です。
31	管理者判断基準	使用していない機器の取扱	油圧ショベル等で作業装置が無い状態(ダルマ本体)で出荷された 機械も点検対象ですか?	機器使用開始前であれば簡易点検や記録の作成は不要です。
32	管理者判断基準	使用していない機器の取扱	下取り機械で工場に入庫したら点検しなければいけない?お客様も 点検の義務があるのですか	第一種特定製品を下取・買取等で在庫となれば新たな所有者となる業者側に点検義務が発生します。機器を使用しない期間であっても冷媒が封入されている場合は3ヶ月に1回以上の頻度で簡易点検を実施する必要があります。
33	管理者判断基準	使用していない機器の取扱	全く使用していない機械も3ヶ月サイクルでの点検が必要ですか?	機器を使用しない期間であっても冷媒が封入されている場合は3ヶ月に1回以上の頻度で簡易点検を実施する必要があります。尚、新車の在庫で使用開始前であれば簡易点検や記録の作成は不要です。
34	管理者判断基準	使用していない 機器の取扱		第一種特定製品を下取・買取等で在庫し、機器を使用しない 期間であっても冷媒が封入されている場合は3ヶ月に1回以 上の頻度で簡易点検を実施する必要があります。

35	管理者判断基準	管理者選定条件	レンタル機の所有者が管理者となっているが、各拠点における管理 者の選定はどうすればよいか。	各拠点での管理者(担当者)については、特に規定はありません。各社の判断に委ねられます。
36	第一種特定製品 整備者	充填		第一種特定製品整備者は当該製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときや、当該製品からフロンを回収する必要があるときは、当該フロン類の充填回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければなりません。(法第37条)自らが管理する第一種特定製品への充填・回収についても適用されます。罰則については、都道府県知事または主務大臣からの指導・助言、勧告、命令を経て、なおその命令に違反した場合にあっては、50万円以下の罰金が科せられます。委託を行わず充填を行った第一種特定製品整備者は上記勧告・命令の対象となります。
37	第一種フロン類 充填回収業者	登録	充填業者、回収業者の登録に関し必要な資格、設備、手続き方法 を纏めて欲しい。	充填回収業者の登録には法で定められた申請書書式等の 提出が必要となっておりますが、手続き方法については各都 道府県のHPを確認し対応をお願いします。
38	第一種フロン類 充填回収業者	証明書の交付	充てん後に出される充てん証明書、回収証明書のフォームはどのようなものでどこにあるのでしょうか?	充填・回収証明書の記載内容は定められた項目の記載があれば、様式は問わない事となっています。
39	第一種フロン類 充填回収業者	登録	充填作業を行うには何か資格や設備が必要なのですか?	冷媒の充填は第一種フロン類充填回収業者として都道府県 に登録された業者でなければ実施できません。この登録には 必要な設備や知識が求められます。
40	第一種フロン類 充填回収業者	適用範囲	後付けでエアコン装置を取り付ける場合、フロン充填作業は取り付け作業員が行えるのですか?フロン類充填回収業者や十分な知見を有するものが行うのですか?	製造段階の取付では取付作業員の方でもフロン類の充填作 業ができますが、工場出荷以降は第一種フロン類充填回収 業者でないと冷媒の充填はできません。
41	第一種フロン類 充填回収業者	証明書の交付	充てん後に出される充てん証明書、回収証明書のフォームはどのようなものでどこにあるのでしょうか?	充填・回収証明書の記載内容は定められた項目の記載があれば、様式は問わない事となっています。
42	第一種フロン類 充填回収業者	知見を有する者	"十分な知見を有するもの"についての各種講習がありますが、現 段階で公の認められている講習はないとのことですが、具体的にど の団体が開催しているのか、また、今後の対応について教えていた だきたい。	環境省のホームページにて「フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習」、「適正性が確認された講習」にて紹介されていますので確認下さい。
43	第一種フロン類 充填回収業者	知見を有する者	建機工として、建機業界向けに"十分な知見を有する物"になる為の独自の講習をする予定はないのか	冷媒の取扱、本法に係わる講習については建機工独自で開催する予定はありません。
44	第一種フロン類 充填回収業者	検索方法	ノロンカス涌洩時に修理を付なつ除の弟一種ノロン親允項回収集 老がわからない	環境省のホームページで検索が可能となっています。また、 建機エホームページにて公開している「フロン排出抑制法の 概要」P14にも登録業者の確認方法を記載してあります。
45	算定漏えい量の 報告	報告対象	1年に一回フロンガス漏洩量報告とありますが、漏洩量とは?管理 責任者は誰が行なうのか?	漏えい量は充填・回収証明書を基に所定の計算を行い(算 定漏えい量)、所有している第一種特定製品の算定漏えい量 の合算値が1,000t-CO2以上になった場合、報告の義務が課 せられます。管理者は原則として当該製品の所有権を有す るもの(所有者)となります。リース契約等、例外的に所有者 でない者を管理者と考える事ができます。

	1		Т	T
46	全般	その他	販売したお客様に対してどのような案内をすればよいか。	建機工のホームページにて本法概要ならびに点検方法に関して情報を公開している他、環境省や経済産業省のホームページで関連資料が公開されておりますのでご紹介をお願い致します。
47	全般	罰則	3ヵ月毎の点検が漏れた場合の罰則はあるか。	簡易点検の実施者等の「管理者の判断の基準」の遵守は法に基づく義務です。また、違反した場合には都道府県による指導・助言、さらに定期点検対象機器を所有している場合は、勧告・命令・罰則の対象となる場合があります。
48	全般	罰則	フロンガスの漏洩発見後、修理が遅れた場合に罰則はあるか。	管理者は速やかに修理を行い、これを実施する前は原則として冷媒の充填を行ってはならない事となっています。故意に特定製品に充填されているフロン類を放出した場合、法律で禁じられている「みだり放出」に該当する為1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。
49	全般	その他	本法律の使用者などへの周知徹底はどのような方法で進めていく 想定なのか、所轄官庁のご意見をお伺いしたい。	経済産業省では今年度約60ヵ所で説明会を開催する等周知活動を行っています。また、メディアを活用した広報活動について現在検討中との事です。詳しくは同省HPを確認下さい。
50	全般	罰則	本法律の各業者やユーザーへの罰則規定はあるのでしょうか?	フロン類のライフサイクル全般での各業者への罰則規定が あります。
51	全般	法対象機器	建設機械で定期点検が必要となるものはあるのですか?	建設機械のエアコンは全て第一種特定製品に該当し、簡易点検(3ヶ月に1回以上)を実施する必要があります。定期点検の対象となる建設機械はほぼ存在しませんが超大型機や特殊仕様の機械等は点検対象となる区分について製造メーカにお問い合わせ下さい。尚、自動車リサイクル法適用車両は本法の対象外となります。
52	全般	その他	2015年4月より機械を購入頂いたお客様に対して、営業はフロン 法について顧客にアナウンスする必要があるのですか? また、国としてお客様には、どのような方法でフロン法をお知らせし ているのですか?	機械の所有者となるお客様に当法責務がある事をご理解頂 く為にも販売時のアナウンスをお願いします。関係省庁の周 知活動につきましては設問No4を参照下さい。
53	その他	その他	冷媒の今後の販売規制をご教示ください。	HCFC(R22冷媒等)については2020年に国内生産を「O」にする事となっています。